

署名の注意点

■インターネット署名■

- ①インターネットでいただいた署名は、内閣総理大臣に提出いたします。これは、衆議院議長・参議院議長へ提出する署名は、自筆であることが必要だからです。
- ②総署名数の発表に際しては、インターネット署名と、署名用紙署名の両方を合算します。

■署名用紙での署名■

署名用紙をダウンロードして、署名を集めていただく時には、以下の点に留意してください。よろしくお願いします。

- ①署名用紙は、「趣旨・要請事項」が書いてある紙と、請願者の名前を書く紙の2枚で1セットです。2枚ともA4サイズです。署名用紙を印刷していただく場合、
A4・1枚の表・裏に印刷する
A4・2枚をホッチキスなどでとめる
A4・2枚を並べてコピーし、A3・1枚にする
——のどれでも結構です。

- ②宛先が、現在の衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣の名前になっています。仮に総理大臣が変わった場合、また選挙で衆参の議長が変わった場合でも、この署名用紙のままでは問題はありません。提出に際しては、事務局が作成する全体のあて書きに、その時の総理大臣や衆参議長の名前を記載いたします。

- ③取り扱い団体の欄は、多数の署名を集めていただく際に、中間の取りまとめをされる団体や個人のお名前、ご住所などを記載するのに使用してください。もちろん、記載しなくても結構です。

- ⑤返信していただく際には、FAXではなく、郵便や宅配便などをお願いします。国会へ提出する署名は、自筆の原本であることが必要なためです。

- ⑥署名の送付先は、以下の通りです。

原子力資料情報室

〒162-0065 東京都新宿区住吉町8-5曙橋コーポ2階B